

社会福祉法人ふくふく会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふくふく会の法人業務に伴う評議員、役員、評議員選任・解任委員会委員及び第三者委員（以下「役員等」という。）に対する報酬について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の範囲)

第2条 報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事長報酬（但し法人業務に従事する場合）
- (2) 評議員会及び理事会への出席
- (3) 監事による定期又は臨時監査
- (4) 行政機関等による監査の立会
- (5) 評議員選任・解任委員会運営細則第7条第1項に基づく報酬
- (6) 苦情解決第三者委員規程第4条第1号及び第2号に定める第三者委員の職務

(報酬の額)

第3条 報酬の額は別表のとおりとする。

(適用除外)

第4条 施設職員であって役員等に就任している場合、この規程は適用しない。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を経てから改正する。

別表

区 分	報酬の額
第2条第1号の報酬	月額 100,000円
第2条第2号の報酬	日額 10,000円
第2条第3号の報酬	15,000円
第2条第4号の報酬	日額 10,000円
第2条第5号の報酬	日額 10,000円
第2条第6号の報酬	日額 10,000円

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。

役員報酬規程（平成22年4月1日）及び役員等の費用弁償規程（平成26年3月25日）は廃止